

作業部会について

1. 名 称

「大橋川周辺まちづくり検討委員会作業部会」

2. 設置目的

大橋川周辺のまちづくりに関する提言（案）の作成に必要な事項を検討するため、「大橋川周辺まちづくり検討委員会」に作業部会を設置する。

3. 構 成

構成員は、委員の中から選ばれた次の学識経験者とする。

桑子委員（部会長）、有光委員、飯野委員、岸井委員、木村委員、布野委員

4. 作業部会の開催案内

作業部会の開催は、「大橋川周辺まちづくり検討委員会」の委員全員に案内し、自由参加できるものとする。

5. 作業部会の役割

作業部会は次の事項について検討を行なう。

- ①まちづくり基本方針及びまちづくり基本計画の素案に関すること
- ②大橋川周辺のまちづくりに関する提言（案）に関すること

6. 事務局の役割

事務局は作業部会の求めに応じ、必要な資料の提供を行なう。